

5. 財務関係

(4) 職員の賠償責任に関する調 (平成26年4月1日 から 平成28年3月31日 まで)

ア 法第243条の2によるもの

① 都道府県分

都道府県名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
	所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
鳥取県	県土整備部鳥取県土整備事務所河川砂防課・農林技師	7	県道を走行中、3台前を走行していた先頭車両が左折するため減速停止し、その後続車両2台も停止したが、漫然と運転していたためこれに気付かず追突した。	H25.5.31	H25.6.4	事故報告書による	有	公用車を運転中に交通事故を起こし当該公用車を損傷し県に損害が発生した事実があったと認め、職員には地方自治法第243条の2に基づく賠償責任があると認めた。	無	527,570	543,735 (遅延損害金16,165円を含む)	納入通知書による
計	1人		1件				有 1件 無 0件		有 0件 無 1件			

② 市町村分

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
北海道	苫小牧市	市民生活部国保課 課長	23	国保税収納金の紛失	H27. 9. 10	H27. 10. 10	担当部からの報告	有	現金の収納及び保管の対策が十分であったとは言えない	無	20,000	12,000	納入通知書による納入
北海道	苫小牧市	市民生活部国保課 収納係主事	5	国保税収納金の紛失	H27. 9. 10	H27. 10. 10	担当部からの報告	有	書類上の金額と現金が合っていないにもかかわらず確認を怠った	無	20,000	5,000	納入通知書による納入
北海道	苫小牧市	市民生活部国保課収納係嘱託国保課徴収員	3	国保税収納金の紛失	H27. 9. 10	H27. 10. 10	担当部からの報告	有	実際に集金した者に確認せず書類を訂正した	無	20,000	3,000	納入通知書による納入
秋田県	男鹿市	総務企画部 税務課長	37	市税等徴収金の横領	H19年度～H27年度	H27. 6. 19	所属職員の通報	有	賠償責任があると認める	無	45,500,046 (上記金額に延滞利息を加算)	45,500,046 (上記金額に延滞利息を加算)	請求中
秋田県	鹿角市	総務部税務課 税務課長	26	公金亡失事故	H27. 9. 14	H27. 9. 15	公金取扱における事故報告	有	課の統括責任者として管理監督不十分	無	37,385	37,385	現金納付
秋田県	鹿角市	総務部税務課 収納管理監兼 収納管理室長	22					有	収納事務の管理監督不十分	無	22,431	22,431	現金納付
秋田県	鹿角市	会計管理者	38					有	出納員の指導管理不十分	無	14,954	14,954	現金納付
秋田県	鹿角市	総務部税務課 主査	16					無	収納金の管理責任は、職責上問えない	無			
秋田県	鹿角市	総務部税務課 主査	14					無	収納金の管理責任は、職責上問えない	無			
秋田県	鹿角市	総務部税務課 主査	20					無	収納金の管理責任は、職責上問えない	無			
秋田県	鹿角市	総務部税務課 主任	13					無	収納金の管理責任は、職責上問えない	無			
秋田県	鹿角市	総務部税務課 主任	11					無	収納金の管理責任は、職責上問えない	無			
秋田県	鹿角市	総務部税務課 主事	7					無	収納金の管理責任は、職責上問えない	無			
秋田県	鹿角市	総務部税務課 主事	1					無	収納金の管理責任は、職責上問えない	無			
秋田県	鹿角市	総務部税務課 非常勤職員	1					無	収納金の管理責任は、職責上問えない	無			
秋田県	鹿角市	総務部税務課 臨時職員	0					無	収納金の管理責任は、職責上問えない	無			

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知ったに至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
神奈川県	小田原市	子育て政策課手当・医療係 主事	4	架空の受給者をシステムに登録するなどして児童手当・子ども手当計約1360万円を詐取	H23.6 ～ H26.3	H26.4.1	3月31日に発覚し事実確認の上報告	有	監査を求めている。		13,608,000	13,608,000	本人による返済
新潟県	上越市	財務部収納課市税等納入促進員	3	市税等納入促進員が訪問の際に持参した釣銭用に使用する公金1万円入りのポーチを亡失したものの。	H27.5.28	H27.5.28	所属課からの報告	有	本件は、釣銭に使用する公金1万円を亡失し、上越市に損害を与えたものであり、上越市に係る損害を賠償すべきものである。損害賠償額は、亡失した1万円に遅延利息を加えた額とする。	無	7,057	7,057	現金で賠償
新潟県	上越市	財務部収納課長	41					有		無	2,016	2,016	現金で賠償
新潟県	上越市	会計管理者	35					有		無	1,008	1,008	現金で賠償
新潟県	胎内市	学校教育課学校教育係臨時職員	1	職員の過失により公用車を損傷させた。	H27.7.22	H27.7.23	事故状況報告書の提出による。	有	賠償責任があると認める。	無	106,196	106,196	納付書による納付
愛知県	春日井市	建設部道路課課長	46	社会資本整備総合交付金として補助金を受けた事業が期限までに完了しなかったことで、交付金を返還することとなったが、虚偽の公文書を作成したことにより返還に遅延が生じ、加算金が増額となったもの。	H26.7.16	H26.8.5	県の完了検査で未完了であったことが判明したため。	有	補償契約等に交付された交付金の返還に伴う加算金について賠償責任有	無	945,532	945,532	納付書による納付
愛知県	春日井市	建設部道路課課長補佐	37	社会資本整備総合交付金として補助金を受けた事業が期限までに完了しなかったことで、交付金を返還することとなったが、虚偽の公文書を作成したことにより返還に遅延が生じ、加算金が増額となったもの。	H26.7.16	H26.8.5	同上	有	同上	無	1,252,680	1,252,680	納付書による納付
愛知県	豊明市	消防本部消防長	36	消防本部消防総務課における公金紛失	H26.6.20	H26.6.20	消防長からの報告による	無	資金前渡金の管理責任は、職責上問えない	無			

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知ることになった経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
愛知県	豊明市	消防本部消防総務課長	38	消防本部消防総務課における公金紛失	H26.6.20	H26.6.20	消防長からの報告による	有	資金前渡員として賠償責任あり	無	135,000	135,000	全額完済
愛知県	豊明市	消防本部消防総務課長補佐兼	34	消防本部消防総務課における公金紛失	H26.6.20	H26.6.20	消防長からの報告による	無	資金前渡金の管理責任は、職責上問えない	無			
愛知県	豊明市	消防本部消防総務課庶務担当係長	37	消防本部消防総務課における公金紛失	H26.6.20	H26.6.20	消防長からの報告による	無	資金前渡金の管理責任は、職責上問えない	無			
愛知県	豊明市	消防本部消防総務課専門員	35	消防本部消防総務課における公金紛失	H26.6.20	H26.6.20	消防長からの報告による	無	資金前渡金の管理責任は、職責上問えない	無			
奈良県	御所市	収税課長	34	国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・住民税の公金紛失。	H26.7.28 ～ H27.1.5	H27.1.16	①納税額確認のため、納税者の妻が来庁された。未納であることを伝えたところ、「窓口で納税した」とのこと。領収書を持参の上、再来庁された。領収日及び数日後の納付書を確認するが見当たらず公金紛失が発覚した。	有	収税課長は会計管理者から事務の一部を委任された出納員としての職責があり、その他の収税課職員は収税課長を補助する立場にある分任出納員で同じく責任があると言える。	無	378,200	85,650	現金納付
		収税課整理推進係員	33					有				235,450	現金納付
		収税課整理推進係長	23					有				57,100	現金納付
		収税課整理推進係員	22					有					
		収税課整理推進係員	15					有					
		収税課整理推進係員	5					有					
		収税課整理推進係員	1					有					
		収税課収納管理係長	25					有					
		収税課収納管理係員	21					有					

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
徳島県	徳島市	市民環境部支所 主事	10	支所に勤務していた元職員が支所内において保管されていた収納金を窃取し市に損害を与えたもの。	H25. 12. 27 ～ H26. 6. 2	H26. 6. 5	市民の問い合わせにより、納付した保険料等が未納状態であると判明し元職員に対して事情聴取などを行った結果窃取を認めた。	有	元職員が公金を窃取し市に損害を与えた事実と市に対して賠償責任を有することが認められる。	無	1,036,700	(1)1,036,700円(損害額) (2)(1)に係る遅延利息) (3)前支所長等が補填した69,000円に係る遅延利息の合計額	納付書払
高知県	高知市	元職員(元農林水産部耕地課長)	31	排水機場運転管理業務委託において、適正な検査を行うことなく委託料を支払ったもの。	H21年度 ～ H25年度	平成25年12月	平成25年第441回12月定例会	有	適正な検査を行うことなく委託料を支払っていたことは、市に損害を与えていると判断。その損害を賠償すべき責任がある。	無	1,374,352	1,374,352	賠償金の納付
高知県	高知市	農林水産部耕地課長	36	排水機場運転管理業務委託において、適正な検査を行うことなく委託料を支払ったもの。	H21年度 ～ H25年度	同上	同上	有	同上	無	115,588	115,588	賠償金の納付
福岡県	北九州市	総務企画局給与課長	24	源泉徴収した所得税の納付漏れに伴い、延滞税及び不納付加算税が発生した。	H26. 12. 3	H27. 6. 4	関係部署からの報告	無	給与課長に過失が認められる可能性はあるが、「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」とまではいえず、「重大な過失」があったとまではいえない。	無			
福岡県	北九州市	八幡西区役所国保年金課国民健康保険嘱託員	21	つり銭準備金と集金した保険料を自宅に持ち帰っていたところ、盗難に遭った。	H27. 5. 28	H27. 5. 28	本人からの申し出	有	損害賠償額は、徴収金155,910円と、これに対する損害発生の日から賠償額を返済する日まで民法所定の年5分の割合による遅延損害額と、つり銭準備金25,000円とを加えた額から、回収された現金5,748円を減じた額とする。	無	175,162	175,162 +遅延損害金	納付書による納付

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知ると至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
鹿児島県	湧水町	会計課 会計係 主査	15	職員が町の口座から公金を横領	H23.9 (警察が捜査中であり詳細不明)	H26.3.4	職員が入院した際、支払先より納金がされていないとの連絡を受け発覚	有	職員が財務会計システム等の不正操作を巧妙に繰り返して現金を着服したと認め、公金着服の全額を損害賠償の額と決定した。	無	75,329,337	75,329,337	公正証書に基づき賠償
鹿児島県	喜界町	教育委員会 生涯学習課 主事	3	町借り上げレンタカーを運転中、ガードレールに衝突	H27.11.18	H27.11.18	主管課長から総務課長を通じて報告	無	故意又は重大な過失には該当せず、他の公用車での事故の事例と同様とする。	無	108,000		
計	14団体	44人		23件				有29件 無15件		有 0件 無 35件			

イ その他によるもの
① 都道府県分

都道府県名	所属部課名等		事実関係			賠償関係			賠償責任の根拠	
	所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存続した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
静岡県	くらし・環境部水利用課専門主査	23	国庫補助金に関して、職員による職務懈怠や公文書の改ざん等により、国庫補助金(128,405千円)が事業者に交付されず、また、出資関係市が交付税措置のある地方債を起債できず損害(51,795千円)を被った。	H26.2.6	H26.2.14	内部報告による	180,200,000	18,020,000	納入通知書により本人に請求	国家賠償法第1条第2項
鳥取県	県土整備部鳥取県土整備事務所河川砂防課・農林技師	7	職員が公用車を運転中、全く前方に注意を向けていなかったか又はそれに近似した状態で運転を続け、回避行動もないまま前方に停車中の車両に追突したものの。	H25.5.31	H25.6.4	事故報告書による	603,930	15,000	納付書による現金納付	国家賠償法第1条第2項
福岡県	商工部工業技術センター化学繊維研究所主任技師	16	企業からの依頼試験(繊維の性能試験)後、無断で試験成績書を交付し、受付の際預かった手数料等約280万円を着服。	H22.10 ～ H28.1	H28.1.28	本人への事実確認	3,014,357	3,014,357	納入通知書による納付	民法第709条
長崎県	世界遺産登録推進課 係長	18	イタリア国ミラノ市アドミラルホテルにおいて、出張同行者とともに朝食をとっていたところ、職員が朝食を取りに席を立った際、3人組の男の1人にバッグを盗まれた。	H27.4.17	H27.4.17	本人から電話連絡による。	63,886	31,943	金銭による賠償	民法第709条
計	4人		4件							

② 市町村分

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			賠償関係			賠償責任の根拠	
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
秋田県	能代市	市民福祉部健康づくり課主査	20	税務課及び健康づくり課在職中に税務関係証明手数料及び保健センター使用料を横領した。	H19年度 ～ H25年度	H26. 3. 27	平成25年10月に決算の点検により不明金があることが判明し、調査していたところ本人が横領を認めた。	7,458,539	7,458,539	指定口座への振込み	民法第709条
福島県	二本松市	東和支所産業建設課建設管理係貸金支弁職員	1	作業指示の無い業務を独断で行い、その際他人の重機を無断使用し損傷させた。	H26. 11. 20	H26. 11. 20	上司からの報告	2,623,909	655,977	金銭賠償	国家賠償法第1条第2項
茨城県	高萩市	産業建設部主幹	8	市団体関係の団体運営費の横領	H27. 11. 26	H27. 11. 27	関係団体の定期監査の際に通帳が無くなっており、調査により横領が発覚。	670,444	670,444	現金による全額賠償	民法第709条
千葉県	印西市	市民部国保年金課主査	22	東日本大震災に伴う介護保険料の減免措置による還付手続きを当該年度中に処理しなかったため、本来その減免額を国庫補助をもって充てるものが補助を受けられなくなったもの。その他介護保険料の還付未処理に伴い還付時に加算金が発生したことにより市に損害を与えたもの	H19. 4. 1 ～ H25. 3. 31	H26. 5	担当課長及び担当部長による報告	3,598,200	3,598,200	本人への求償	民法第709条
千葉県	南房総市	農林水産部農林水産課副主査	19	所管する外郭団体の運営資金を私的に流用した	H24. 5 ～ H26. 9	H26. 9. 1	所管部署からの報告	3,792,535	3,920,336 (遅延利息含む)	本人による返還及び求償	民法第709条
千葉県	多古町	生活環境課環境係主事	6	ごみ袋の売上金を着服	H27. 5. 8 ～ H27. 8. 17	H27. 8. 17	総務課長からの報告	1,571,940	1,571,940	金銭賠償	民法第709条
千葉県	長柄町	産業振興班主査補	17	公金の私的流用	H26. 4. 11	H26. 4. 11	当該職員からの事情を聴取した為	6,800,000	6,800,000	現金一括	民法第709条

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				賠償関係			賠償責任の根拠
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
東京都	多摩市	福祉総務課生活保護担当主任	36	生活保護のケース業務において、被保護者からの各種届出・申請を台帳整備を怠り生活保護費の過支給及び支給漏れを発生させた。	H20.4.1 ～ H25.11.28	H25.11.28	被保護者かららの担当ケースワーカーの事務懈怠の連絡を受け、該当ケースワーカー等内部で調査及び確認をした結果当該事実を把握した。	15,610,992	14,049,892	分納	民法第709条
東京都	多摩市	福祉総務課生活保護担当主任	25	生活保護のケース業務において、被保護者からの各種届出・申請を台帳整備を怠り生活保護費の過支給及び支給漏れを発生させた。	H18.4.1 ～ H25.11.28	H25.11.28	被保護者かららの担当ケースワーカーの事務懈怠の連絡を受け、該当ケースワーカー等内部で調査及び確認をした結果当該事実を把握した。	8,352,149	7,516,934	分納	民法第709条
新潟県	佐渡市	総務課係長	19	時間外手当の水増し受給	H26.5 ～ H27.2	H27.3.5	内部通報	1,875,629	1,875,629	納付書払い	民法第709条
新潟県	佐渡市	社会教育課主任	20	公の施設入館料の横領	H22年度 ～ H26年度	H27.4.29	内部調査	7,674,815	7,674,815	納付書払い	民法第709条
岐阜県	岐阜市	薬科大学付属薬局講師	14	岐阜薬科大学附属薬局の薬剤師(本学教員)が売上金を着服するとともに、医薬品を横領したもの	売上金の着服: H24.12.12 ～ H26.10.23 医薬品の横領: H26.12.15	着服: H26.10.23 横領: H27.2.12	レセプトデータと処方箋の写しとの照合作業において不一致があったことから判明	5,576,065	5,576,065	本人による個人支払	民法第709条
岐阜県	岐阜市	斎苑囑託員	2	火葬後の残留物から指輪を盗難し、貴金属買取業者に売却したもの	H25.4.1 ～ H27.8.15	H27.9.24	貴金属買取業者が警察に連絡したことから判明	574,500	574,500	本人による個人支払	民法第709条
京都府	宇治市	市民環境部ごみ減量推進課業務係主任	24	運転を主業務としている職員が運転免許失効中に公用車で交通事故を起こした。運転免許証失効が原因で保険適用されず、市に損害を与えた。	H28.2.11	H28.2.17	所属部長及び課長による報告	1,971,028	1,576,822	市が賠償額を支払い、当該職員が8割を市に入金した。	国家賠償法第1条第2項

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				賠償関係			賠償責任の根拠
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
大阪府	大阪市	東成区保健福祉課(生活支援)任期付職員	3	業務に関係なく、担当する生活保護受給者の女性Aさん(以下「受給者」)宅を訪問したり、電話やメールを送信する等の不適切行為に及んだ。	H25.9 ～ H26.3	H26.3.11	受給者とその知人が区役所へ職員の件で相談に訪れ、職員の上司が対応した結果、不適切行為の事実が判明。	1,000,000	1,000,000	受給者が本市に対し損害賠償を求めている訴訟において、裁判所の勧告を受けて、本市は受給者に対し金1,000,000円を支払うことで和解が成立。本市は国家賠償法に基づき職員へ求償。	国家賠償法第1条第2項
大阪府	和泉市	上下水道部お客さまサービス課主事	15	受益者負担金、指定排水設備工事業者登録保証金及び同登録手数料、郵便切手を着服	H19年度	H26.7.10	市民からの問合せで不正が発覚し当該職員への事情聴取等により不正事実が認められたため	17,026,250	17,026,250	本人による返還	民法第709条
広島県	広島市	環境事業所清掃指導員	22	公用車で外勤中、本来の運行経路を外れてショッピングモールに立ち寄り、私用の商品を購入したことにより、本市は、余分に消費された軽油に係る代金相当額の損害を被った。	H26.4.21	H26.4.21	市民からの電子メール	78	78	納付書による。	民法第719条第1項
		環境事業所清掃指導員	15								
広島県	広島市	区農林建設部土木課技師	21	本市が発注した工事において請負業者と共謀し、資材等の数量を水増しして請負代金を詐取した。	H22.4	H26.10.29	捜査機関による逮捕	3,832,260	4,715,632 (年5分の割合による遅延損害金を含む。)	納付書による。	民法第719条第1項
香川県	琴平町	建設下水道課主任主事	17	水道料金の着服	H22.4 ～ H24.3	H26.6	未収金調査をした結果判明	9,292,197	9,292,197	現金	民法第709条
福岡県	中間市	市民部収納課滞納整理係長	20	市の備品の窃盗及び収賄容疑	H24.2 ～ H25.10	H27.2.6	裁判において刑が確定したことによる	1,912,312	1,912,312	現金	民法第709条
計	16団体	21人		20件							